

令和7年度北海道釧路湖陵高等学校部活動に係る活動方針

【北海道釧路湖陵高等学校部活動のねらい】

- 1 開校以来の「文武両道」の精神を踏まえて、効果的・計画的に部活動を実施する。
- 2 部活動をとおして、主体性・協調性・忍耐力等人間力を高める。
- 3 常に感謝の心を持ちながら、何事にも前向きに取り組み、地域に貢献する。

以下の1～3については、「北海道の部活動の在り方に関する方針」及び「道立学校に係る部活動の方針」に基づいて策定したものである。

1 策定の趣旨等

- (1) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する必要がある。
- (2) 学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場、成長の場として教育的意義が非常に高い。
- (3) 部活動を実施する上で、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、怪我の防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する必要がある。また、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるように合理的かつ効率的・効果的に行われる必要がある。
- (4) 本校では、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、「北海道の部活動の在り方に関する方針」を踏まえた「北海道釧路湖陵高等学校の部活動に係る活動方針」を策定した。

2 基本的な方針

- (1) 国のガイドライン及び「道立学校に係る活動方針」を踏まえ、本校の地域性などの状況を踏まえた内容とする。
- (2) 運動部活動と文化部活動を基本的には一体化した内容とする。
- (3) 休養日等の取扱いについては、本校では、多様な活動が行われている点などを考慮する。
- (4) 本校の部活動の取組状況などを踏まえて、必要に応じて方針の見直しを行う。
- (5) 方針は、令和6年4月5日から施行する。

3 内容

(1) 適切な運営のための体制整備

ア 部活動の方針の公表等

- ①「活動方針」を公表するとともに、部活動顧問は、年間及び毎月の活動計画並びに活動日時、休養日等の活動実績を作成し、校長に提出する。
- ②部活動顧問は、年間及び月間の活動計画、経費等の資料を配布するなどして、保護者・生徒の理解を得る。

イ 指導、運営に係る体制の構築

- ①可能な限り、部活動ごとに複数顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営・管理体制が構築されるように十分考慮する。
- ②部活動指導員に対し、部活動の位置付け等に関し指導する。

ウ 「部活動に係る相談・要望の窓口」の設置

- ①連絡先：北海道釧路湖陵高等学校（釧路市緑ヶ岡3丁目1番31号）

電話 全日制 0154-43-3131 定時制 0154-43-3150

ファックス 0154-43-3134

E-mail 全日制：koryo946-z0@hokkaido-c.ed.jp

定時制：koryo946-t0@hokkaido-c.ed.jp

- ②担当 全日制：副校長 渡邊理実 定時制：教頭 中川雅司

(2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

ア 部活動における適切な指導の実施

- ①校長及び部活動顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶を徹底する。
- ②校長は、部活動顧問に対して、次のことを指導・徹底する。
 - ・スポーツ医・科学の見知などから休養を適切に取ることが必要であること。
 - ・生徒が生涯を通じてスポーツ・芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるようになんとコミュニケーションを十分に図ること。

イ 部活動用指導手引の普及・活用

- ①部活動顧問は、関係団体等が作成した部活動用指導手引を活用して、合理的かつ効率的・効果的な指導を行う。

(3) 適切な休養日等の設定

ア 生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を原則、基準とする。

- ①学期中は週当たり2日以上の休養日（平日1日・土日1日以上）、年間104日以上を設定する。

- ②長期休業中は学期中に準じた扱いとし、ある程度長期休養（オフシーズン）を設定する。

- ③1日の活動時間は、長くても平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。

イ 中学校教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、多様な教育が行われている点を考慮し、休養日の下限や活動時間の上限を設定して総量を規制した上で、一定の要件の下、上記の基準によらない弾力的な運用も可とするが、その際は、活動計画及び活動

実績を校長に提出する。

①休業日の下限は、平日に週1日（年間52日）以上、週末又は祝日に月1日（年間12日）以上の休養日を設けるほか、学校閉学日（年間9日）を休養日とし、年間73日以上を休養日とする。（週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

②活動時間の上限は、長くても平日では3時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くても16時間程度とする。

ウ 夏季の活動において、活動場所で測定した暑さ指数（W B G T）が31以上の場合には、部活動を原則行わないこととする。（令和6年4月追加）

エ 休養日及び活動時間の指導・是正を行うなど、運用を徹底するとともに、校長は、支援及び指導・是正を行う。

(4) 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

ア 部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成

①部活動の設置や統廃合については、本校部・同好会規定に則り、持続可能で長期的視点に立って行う。

②合同部活動は、関係する学校の校長が協議し、生徒と部活動顧問の負担を考慮の上、実施の可否や合同練習の実施回数を判断する。

イ 地域との連携

①校長は、地域の人々の協力、社会教育施設の活用や地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力の下、学校と地域が協働・融合した形でスポーツ・芸術文化等の活動の環境整備等を生徒と部活動顧問の負担を考慮の上、行う。

(5) 部活動の充実に向けて

校長は、部活動顧問との信頼関係に基づき、次の事項について適切な指導・助言を行うとともに、顧問と協力の上、部活動の充実に努める。

ア 効果的に部活動指導を行い、成果を上げている事例を把握し、部活動の適切な実施及び充実に資するよう周知・普及に努めること。

イ 女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題の予防対策に関する正しい知識を得た上で行うこと。

ウ 顧問と生徒の両者の信頼関係づくりが活動の前提になることや、体罰や生徒の人間性を損ねるような発言や行為は許されないこと。

エ 部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意すること。

オ 保護者には部活動を公開する場を設けるなど、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組める環境づくりに努めること。

カ 部活動等を通じて、障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流する場を設けるよ努めること。

終わりに

校長は、本方針を毎年度策定するとともに、必要に応じて内容の見直しを行う。